

千葉市花見川区における地下水環境基準超過への対応状況について（続報）

令和3年7月30日にお知らせした花見川区内におけるトリクロロエチレン等による地下水の環境基準超過について、周辺井戸の調査を実施したので結果をお知らせします。

1 調査結果

- (1) 期間 令和3年8月2日から6日まで（5日間）
- (2) 対象 基準超過井戸から半径500m以内に所在する井戸
- (3) 内容 ①個別訪問による井戸確認
②井戸水の水質検査（トリクロロエチレン等4物質）

(4) 水質検査結果

ア 基準超過井戸数等

検査井戸総数	基準超過井戸数	基準内井戸数
99か所	29か所	70か所

1) 範囲内の住宅等 252 戸を訪問により調査

2) 検査機関：環境保健研究所等

イ 基準超過状況

(ア) トリクロロエチレン

（基準0.01mg/Lの1.9倍～1,400倍で、基準の100倍を超える井戸を13か所確認）

(イ) テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン

（基準の1.025倍～4.5倍）

2 周辺地域への対応

- (1) 調査協力を得た井戸所有者に対し、検査結果速報を電話等で連絡するとともに数値結果を令和3年8月18日付けで郵送済み。
- (2) 基準超過が確認された井戸の所有者へ飲用指導を実施。
- (3) 上水道本管が敷設されていない世帯に対して、上水道敷設又は浄水器購入に対する補助制度を案内。

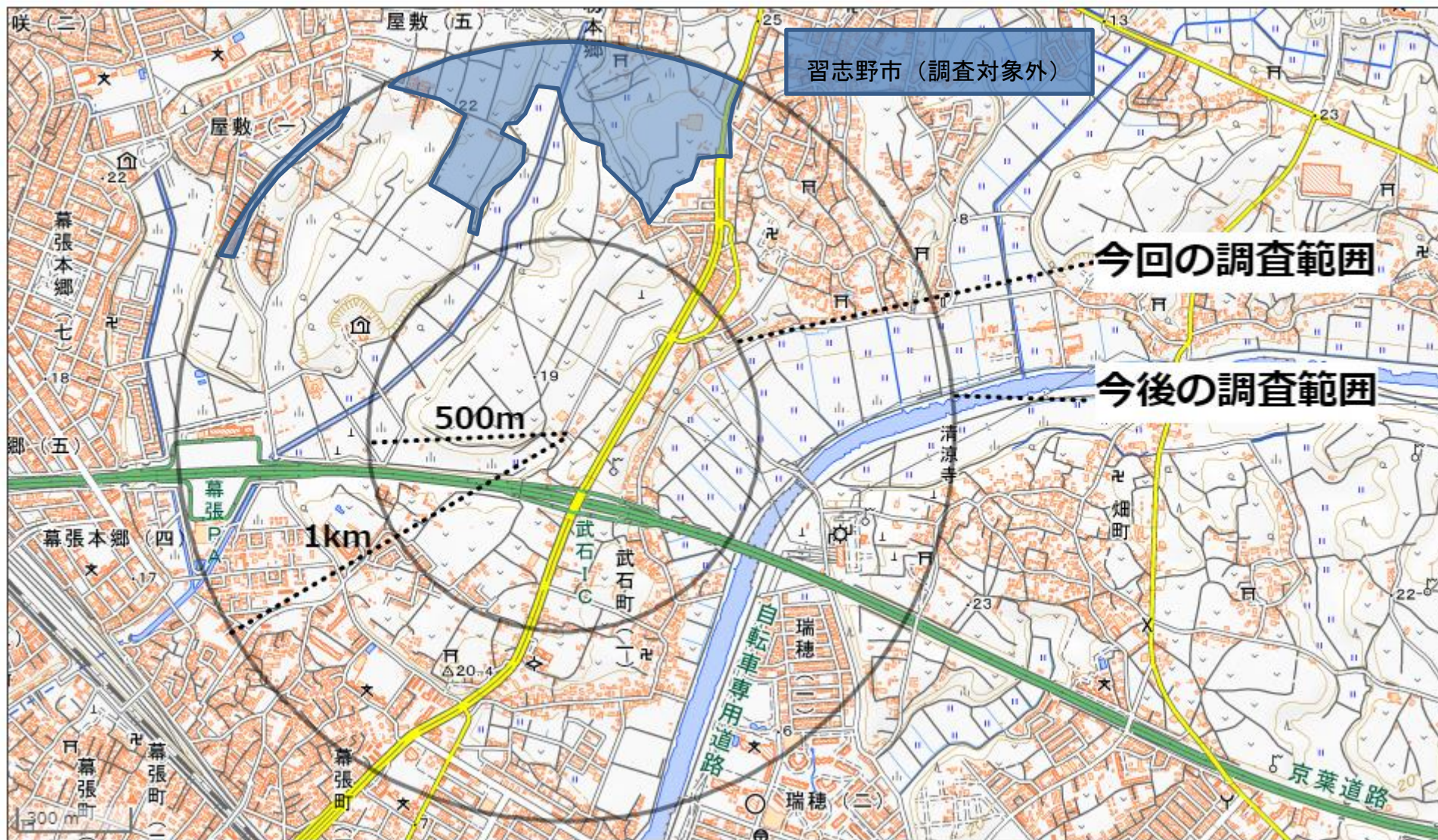
3 汚染原因の調査

- (1) 周辺地域（基準超過井戸から半径1km以内）において、トリクロロエチレン等が使用されたと考えられる事業場は確認できなかった。
- (2) 今後、範囲を拡大し調査を実施することから、基準超過範囲を把握する中で調査を重ねていく。

4 今後の対応

- (1) 調査範囲内で複数の井戸からトリクロロエチレン等の基準超過が見られたことから、市民の健康保護及び汚染範囲の確認を目的に、国のマニュアルに従い範囲を基準超過地点から半径1kmに拡大して、範囲内の飲用井戸について調査を実施する。
- (2) 市民の健康保護の観点から、基準超過井戸の所有者への飲用指導、及び上水道本管が敷設されていない世帯に対する上水道敷設又は浄水器購入に対する補助制度の案内もこれまでと同様に実施する。

5 現地の地図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>)
地理院タイル (標準地図) を加工して作成